

00178

# 鳥取縣公報

告示

◆鳥取縣告示第三百四十九號

米穀現在高調查員左ノ通異動アリタリ

昭和十六年四月二十六日

昭和十六年四月二十六日  
第千二百二十七號

土曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

擔當調查區域  
職務執行ノ場所

昭和十六年四月一日

署託解囑年月日

田三郎

嘱託者解囑者

田子齊實繁正太郎

大坪義明

濱田宗壽

山根巖

桑田正晴

野坂邦夫

丹田磨志夫

西伯郡尙徳村  
氣高郡鹿野町役場  
氣高郡正條村役場  
東伯郡矢送村役場  
西伯郡法勝寺村役場  
西伯郡崎津村役場

西伯郡尙徳村役場  
氣高郡鹿野町役場  
氣高郡正條村役場  
東伯郡矢送村役場  
西伯郡法勝寺村役場  
西伯郡崎津村役場

◆鳥取縣告示第三百五十號

昭和十六年四月十八日左者ニ對シ動力耕播業免許證ヲ下附セリ

昭和十六年四月二十六日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

00179

免許證番號

米子市東尾一、〇七三

氏

中

田

深

田

克

成

郎

明

章

## ◆鳥取縣告示第三百五十一號

米子財務出張所管内ニ於テ縣稅検査章ヲ左ノ通返納並ニ交付セリ

昭和十六年四月二十六日

區 分	番・號	返 納	交 付	年 月 日	所屬廳名	職名	姓	氏
縣稅檢查章	九八	昭和十六年四月十七日返納	黑坂町役場	書記補	石	田	田	成
同	一〇三	昭和十六年四月十七日交付	同	和	田	田	明	章

## ◆鳥取縣告示第三百五十二號

當管内健康保険醫左ノ通指定セリ

昭和十六年四月二十六日

專門科名	診療所所在地	氏	鳥取縣知事	姓	氏
產婦人科	米子市加茂町一丁目一番地	博愛病院	荒川俊	田	田
内科小兒科	米子市西町三六番地ノ一	病院	中村悠藏	三	三
	米子市		昭和十六年四月十九日		

## ◆鳥取縣告示第三百五十三號

當管内ニ於ケル健康保険醫左ノ通指定セリ

昭和十六年四月二十六日

專門科名	診療所所在地	氏	鳥取縣知事	姓	氏
内科	八頭郡國英村大字釜口	太田茂滿	田三郎	田	田
	米子市角盤町三丁目一八三番地 (代表地番)	名	昭和十六年四月十九日		
	日本曹達株式會社米子製鋼所	岡春雄			
	門石造	二ヶ所			
建築物ノ用途及構造	板塊木造	延長一三間			
命 令 事 項					

## ◆鳥取縣告示第三百五十四號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左記ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十六年四月二十六日

建築主ノ住所氏名	鳥取縣知事	姓	氏
鳥取縣米子市久米町一八二番地	八田三郎	田	田
日本曹達株式會社米子製鋼所	今岡春雄	三	郎
建築物ノ建築場所	米子市角盤町三丁目一八三番地 (代表地番)		
建築物ノ用途及構造	門石造	二ヶ所	
命 令 事 項			

- 一本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス
- 前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
- 一本建築物ヲ他人へ譲渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ
- 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

## 彙報

## 健 康 增 進 運 動

自 四月二十八日 至 五月七日

(衛生課)

聖戰茲に五年、大東亞共榮圈の確立に邁進する空前の大偉業を前にして、わが高度國防國家體制を整備することは刻下の急務であるが、これがためには國民の健康増進を圖つて旺盛な精神力と強健な體力を養ふことは、その最も根本的な重要事と言はなければならない。一面近時日本國民の人口は年々増加して、昨年実施せられた國勢調査による總人口は一億五百萬を突破したとは言へその出生率は最近逐年減退の傾向にあつて、將來の我が人口問題に對し憂慮せられるものもあるに當り、人口増加と國民資質の向上を策するは蓋し喫緊の要務といはねばならぬのであるが、これらの點からいっても我が國の健康増進が、如何に重要であるかと痛感せられるのである。

## 一 結核豫防運動

かかる趣旨から本縣では、さきに昭和十四年、畏くも皇后陛下より結核豫防に關する令旨を下し賜ふた記念日である四月二十八日から五月七日に至る十日間を期間として「健康増進運動」を實施し、縣下全般に亘つて一層その認識を深からしめて、重大時局下に於ける縣民の健康増進に拍車をかけることとなつた。この期間に於ける宣傳の方法は、各種印刷物の配布・ポスターの掲出・健康アーチの建設、立看板の標示・紙芝居の公開・活動映畫講演會の開催等によるものであるが、その

實踐強調要項 は次の通りである。

## 1 令旨奉讀式 四月二十八日、官廳學校會社工場其の他各種團體に於て舉行

2 健康診斷の普及及徹底 縣下各病院・醫院及び縣立健康相談所並に保健所に於て、本運動期間中無料實施

## 3 採光換氣の改善

## 4 外氣生活の獎勵

5 講演會・座談會の開催 各町内會、部落會、工場、學校、其の他各種團體に於て

6 道路に喀痰排棄の匡正

7 印刷物の配付

## 二 母性・乳幼兒體力向上運動

時局下特に「母性の健康増進」と「乳幼兒の死亡率低下」を目標として、母乳哺育の強調、乳兒人工榮養の指導、離乳期に於ける榮養指導、母性、乳幼兒の保健衛生、花柳病の豫防と結婚相談等につき、「母の會」、「育兒相談會」を開催

## 三 國民榮養の改善と食糧の確保運動

日常生活の現状に照し、本運動の目的達成のため榮養思想の振起を促し特に左の諸點により之が改善の資とする

- 1 穀米思想の普及並に節米獎勵と代用食の適正使用
- 2 榮養思想の普及啓發と共同炊事の普及獎勵
- 3 榮養改善の見地よりする空閑地利用と自家用蔬菜栽培の獎勵
- 4 豚、山羊、兔、鶏等の食用、中小動物の飼養と厨芥利用の實施獎勵
- 5 鳥、魚、獸の内臓、蝗、鹽魚、乾魚、魚粉、海草等の食用並に養魚の獎勵

## 四 心身鍛錬運動

官公衙、學校、會社、工場等に於ては特に強調實踐すること

## 五 環境衛生改善運動

- 1 衣服寢具の洗濯及び日光消毒勵行
- 2 薄着の獎勵
- 3 服裝の保健及び能率的改善
- 4 臨所の改善
- 5 井戸の浚渫並に周圍の改修清潔
- 6 流し場、下水、便所、肥溜、塵芥捨場等の清掃及改善
- 7 斎舍の清潔及び改善
- 8 採光通風と家屋周圍の樹木の適正

00183

9

道路の清掃撒水、

鼠及蟻の撲滅と殺虫防除

**六 寄生蟲病豫防運動**

- 1 粪便検査並に驅蟲勵行
- 2 改善便所設置勵行

**七 傳染病豫防運動**

- 1 傳染病に対する知識普及、隠蔽防止、早期届出
- 2 消化器及び小兒傳染病に対する豫防注射、内服藥の勵行
- 3 手指等の清洗、消毒の風習勵致

**八 近視及トロボームの豫防運動**

- 1 近視豫防思想並に知識普及
- 2 照明に關する教養指導
- 3 トロボーム豫防知識の普及並に早期診療の徹底

**九 齒齒の豫防運動**

- 1 齒齒の早期手當
- 2 正しき咀嚼習慣の馴致
- 3 食後及び就寝前の含嗽獎勵
- 4 齒科健康相談所の利用

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

0019

十 保健施設の利用運動

- 1 無醫村診療所、保健所其の他健康相談施設の利用と其の助長
- 2 無醫村地域の一齊健康診斷(無醫村の計畫による)
- 3 醫師會、齒科醫師會、藥劑師會等の協力により、期間中無料臨時健康相談所及び検査所の開設
- 4 疾病の豫病及び治療の正しき指導

**十一 公衆衛生道德向上運動**

- 1 汽車、汽船、バス、劇場、映畫館、浴場、公衆便所其の他の多衆集合所の清掃整頓
- 2 墓芥、汚水其の他の汚物の適正處分
- 3 公園、公設運動場、綠地、街路樹の愛護
- 4 河泉及飲料水、貯水池等の清淨保持
- 5 野生藥草の採集獎勵

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

新入團員宣誓等を行ひ、四月三十日には「青少年團振興協議會」を開催し、且つ「青少年常會」を催すのであるが、この日は午後八時より十分間ラヂオ全國放送によつて大日本青少年團長文部大臣橋田邦彦氏の「青少年團諸君に望む」なる講演が行はれるから、即ち四月二十九日の天長節に於ては一齊に、なるべく郷土の氏神社庭等に於て青少年團の「入團式」を舉行して宮城遙拜・君代齊唱・青少年學徒に賜りたる勅語奉讀・令旨奉讀・團長訓辭。

### 麥類増產の大敵 銹病、白疕病を防除せよ 乳熟期が發生の最盛期

(農務課)

本縣麥類の生育狀況は、冬季に於ける積雪が少かつたのと、氣候概ね溫暖であつたために伸長し、之がため麥類の最も大敵である銹病、白疕病發生の虞れがあり、斯くては食糧確保の上に重大な影響を及ぼすことになるので、今回縣では次の要項に依つて

之等病害の徹底的防除を行ふこととなつた。

### 一 病害の種類と発生時期

生育の旺盛な麥には銹病や白濁病(ウドン粉病)とも言ふ)が發生して莢葉を枯死せしめ豫想外の減收となる。銹病には種類が數種あり、發生の時期も種類に依り多少遅速があるが

大麥、裸麥の銹病は四月下旬から、小麥は約十日位遅れて五月上旬頃から發生し、出穗後乳熟期が發生の最も盛んな時である。

尚ほ白濁病の發生期も銹病と殆ど同時期である。

銹病及び白濁病は莢葉に橙黃色の斑點が生じ、白濁病は莢葉にウドン粉を撒布したやうに白い斑點が生じて何れも葉が枯死するものである。

尚ほ白濁病の發生期も銹病と殆ど同時期である。

### 二 防除法

銹病及び白濁病は發生期に石灰硫黃合劑を撒布すれば、容易に豫防が出來て增收が得られる。

### 三 防除の時期

(イ) 大麥、裸麥の銹病及び白濁病

四月下旬—五月中旬 (第二回  
第三回  
出穗初頃(四月下旬)  
糠穀頃(五月上旬))

(ロ) 小麥の銹病及び白濁病

四月下旬—五月中旬 (第二回  
第三回  
糠穀頃(五月上旬))

### 四 薬剤の調製法

石灰硫黃合劑(農會、產業組合より配給される)一升を清水一石に稀釋して噴霧器で撒布する。

尚ほ一回撒布しただけでは効果が少いから二回は必ず行ふこと

### 五 撒布方法

(イ) 噴霧器で麥の莢葉に充分附着するやうに撒布すること。  
(ロ) 一回の撒布量は反當り一石乃至一石五斗とする。

(ハ) 撒布量が少いと効果は少い。

(ニ) 部落團体其の他適當なる團体にて共同防除を行ふこと。

(オ) 注意 本年は天候其の他の關係から見て發生の虞れがあるから防除を嚴重に行ふこと

× × ×

五月上旬—同下旬 (第一回  
第二回  
第三回  
出穗初頃(五月上旬)  
糠穀頃(五月下旬))

(第二回は第一回撒布より一週間乃至十日経た頃、第三回も同じく第二回撒布より一週間乃至十日経た頃)

尚ほ一回撒布しただけでは効果が少いから二回は必ず行ふこと

00186

## 食糧の増産を圖る

### 滿洲食糧生産報國隊結成

申込は二十九日まで

(農務課)

縣では滿洲に於ける本縣開拓團の水田の一部に於て耕作を行ひ米穀其の他食糧の増産を圖り、日満を通じての現下食糧問題の解決の一助とし、併せて滿洲に於ける農業に依つて農民精神の陶冶をなすため、今回次の要綱に依つて「鳥取縣滿洲食糧生産報國隊」を募集することとなつた。

一 派遣人員 五〇名乃至七〇名

二 派遣地

滿洲國吉林省磐石縣總勝鳥取開拓團(團長 齊尾徹、指導員長柄辰秋、佐々木鐵郎)

三 派遣期間 昭和十六年五月より十月迄約六ヶ月

四 編成及輸送

イ 農村青壯年にして米作に經驗ある者を以て五人組を編成し、一〇組乃至一二組を以て一小隊を編成す  
ロ 編成及輸送は縣に於て開拓團と連絡し引率は縣係官とす

六 生產物の處置

イ 生產物は總て隊員の所得とす

六 服裝並携行品

イ 作業服、ゲートル、或は脚絆、地下足袋、腹巻、合羽又は莫産、雜叢(リュックサック又は袋)シャツ、肌着三着、寢巻、毛布、食器、水筒、認印、征露丸、蛋取器、石鹼、針糸類、農具(三本鋤一丁、鎌二丁、丸型シャベル、砥石)

八 補 助  
 イ 隊員に對し旅費、支度金家族援護費とし隊員一人當一〇〇圓を支給す

## 九 母村に於ける處置

イ 母村は隊員の派遣に依り農業生産力を低下せしめる様

共同作業、勤労奉仕、移動勞働、畜力農具の利用等萬全の處置を講ずること

ロ 隊員は自家に於て期間中消費せざるに依り自家保有米より一人一日四合の割にて約二俵を指定倉庫に供出すること

## 一〇 募集編成其の他斡旋機關

農林省農政局、鳥取縣經濟部農務課（經濟更生係）各郡市農會

## 一一 申込

各郡市農會へ四月二十九日迄

## 一二 講師及指導者

農林省西垣技師、縣經濟部長、縣立修練農場長、本縣出身在滿名士、縣係官、滿洲國政府開拓總局、吉林省開拓廳磐石縣公署各係員

滿洲聖業に挺身する  
建國

### 第三回郷土部隊 指導員十六名募集

(社會課)

縣では明十七年三月、全國一を目指して五百名以上の滿蒙開拓青少年義勇軍第三回鳥取中隊を送出すべく既に編成計畫に着手したが、先づ之に先立つて此の教育の擔當者として訓育の任に當り更に指導員の一部は訓練終了後之を率ゐて開拓團に移行し、開拓挺身せんとする指導員十六名を左の要項に依つて募集することとなつた。

## 一 指導員の種類並に人員

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| (イ) 中隊長二名   | (ロ) 教學指導員二名 | (ハ) 農事指導員二名 |
| (ニ) 畜產指導員二名 | (ホ) 教練指導員二名 | (ヘ) 庶務指導員二名 |
| 二名          | ト 經理指導員二名   | チ 營養指導員二名   |

## 二 應募資格

## (イ) 各指導員共通事項

- (1) 中等學校以上あ卒業者又は指導員たる實力を有する者
- (2) 年齢二十五歳以上概ね四十五歳まで
- (3) 身体強健にして志操堅固なる者
- (4) 妻帶者にありては當分別居生活をなし得る者
- (5) 將來永く滿洲にて開拓の事業に從事することを希望する者たること

(ロ) 教練指導員應募者は、聯隊區司令官宛願書と共に左の書類を現住地所管聯隊區司令部に提出すること。

- 1 本人自筆の履歴書二通
- 2 戸籍謄本二通
- 3 家族調書二通
- 4 醫師の身體検査證二通
- 5 最近撮影の手札型寫真二通
- 6 最終學校成績證明書二通

## 四 募集締切並に詮衡訓練

(イ) 願書提出期日 四月二十八日まで

(ロ) 詮衡 五月早々の豫定

(ハ) 訓練入所 五月中旬より明春二月まで（茨城縣内原及び滿洲現地訓練）

## 五 訓練中の給與及び負擔

部候補生は進級のため行ふ勤務演習終了者に限る) 又は下士官にして成るべく青少年訓練に經驗ある者

(2) 中隊長、教學指導員は青少年教育に、農事指導員は農事に、畜產指導員は畜產に、庶務經理指導員は成るべく市町村役場、產業組合等に勤務の歴史を有する者、中隊長は統率力ある人物たることを要す

## 三 應募手續

(イ) 應募者は拓務大臣宛願書と共に左の書類を縣に提出し、縣知事の推薦を経ること（但し當該郡市教育會長、同拓殖部長の推薦を得て之を添付提出すること）

鳥取縣公報 第千二百二十七號 昭和十六年四月廿六日 (第三種郵便物認可) 一一

00189

## (イ) 身 分

滿洲開拓青少年義勇隊訓練本部職員として採用、義勇隊訓練所に配屬せらる

## (ロ) 傅 紿

(1) 本俸 前歴を參照して定む  
(2) 在勤手當 勤務地に依りて差異あるも、概ね本俸の十割乃至十五割

(3) 妻子手當 妻十圓、子供一人に付き五圓  
(4) 宿舍 無料、單身赴任の場合は食費月十五圓のみ自辨  
(5) 賞與 三十五割以上

## (ハ) 將 来

開拓指導員、訓練所職員、又は開拓關係機關職員として將來を保證す

## (シ) 行 旅 病 人

北海道帶廣市長

一 取 扱 者 北海道函館市長  
一本籍、現住所、年齢、性別職業

二 相 貌 特 徵  
身長五尺二寸、額長ク額廣ク眉毛細ク目小サク鼻高ク口小サク顎長ク耳並頭髮七分位、特徵ナシ

三 著衣及所持金品  
著衣ジャケツ三枚 破レメリヤス上下乗馬ズボン一  
ゴム長靴一 所持金品ナシ

四 死亡年月日 昭和十六年二月十五日推定

五 假埋葬年月日及其ノ場所  
昭和十六年二月二十八日函館市山背泊共同墓地

備 考 昭和十六年二月二十七日函館驛構内跨線橋下ニ凍死シ居ルヲ發見シタルモ緣故者不明ニ依リ假埋葬ス  
心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

發 行 者 鳥取縣鳥取市城町  
鳥取縣氣高郡大正村大字古海(取)  
印 刷 所 鳥取刑務支所

昭和十六年四月廿六日印刷  
昭和十六年四月廿六日發行

一 著 衣 木綿綿ノ祫著用  
一 所持品無ク一見農家ノ女ト認メラル、風態ナリ

右ハ昭和十六年一月十四日ヨリ準行旅病人トシテ當市行旅病舍三  
收容セルモ本人ハ全クノ白痴ナル爲身寄ノ者調査方不能ナリ  
心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度